



始良中央地区

第10号

平成16年3月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **隼人町** を紹介します



写真は、左から「初午祭」と「郷土玩具の鯛車や初鼓等」です。

第18回協議会

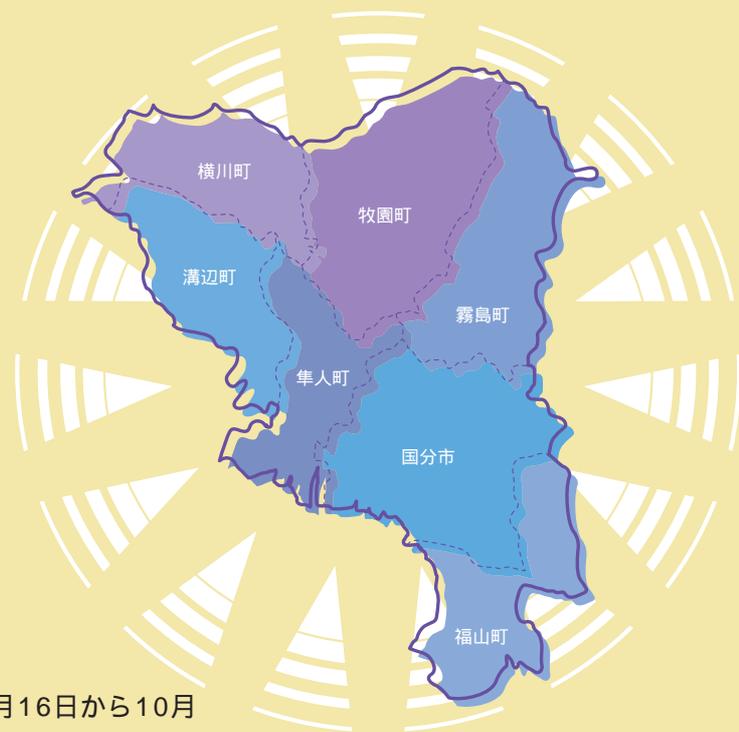
「新市の名称」、「農林水産関係事業(林業)(水産業)(耕地)の取扱い」、「商工・観光関係事業の取扱い」についての協議及び「建設関係事業の取扱い」、「上・下水道事業(水道)(下水道)の取扱い」、「地域審議会の設置」、「平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び予算」についての提案説明がありました。

第19回協議会

新市名称名付け親大賞・名付け親賞の贈呈と、「建設関係事業の取扱い」、「上・下水道事業(水道)(下水道)の取扱い」、「地域審議会の設置」、「平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び予算」、「平成15年度始良中央地区合併協議会補正予算(第1号)」についての協議及び「農林水産関係事業(農業)の取扱い」、「一般職員の身分の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「その他事業(指定金融機関等)の取扱い」についての提案説明がありました。

新市の名称が決まりました

「霧島市」



新市の名称については、9月16日から10月31日までの46日間募集を行い、3,887件、1,176種類の応募がありました。新市名称検討小委員会では応募されました名称から、まず10点を絞り込み12月11日の第14回協議会へ中間報告し、さらに協議を重ね12月25日の第15回協議会へ「霧島市」、「南九州市」、「きりしま市」の3点を新市名称候補として絞り込んだことの報告を行い、1月15日の第16回協議会において新市名称についての協議案が提案されました。

この提案を受け、1月29日の第17回協議会において協議決定される予定でしたが、「できるだけ全会一致で決まることが望ましく、慎重な審議を重ねるべき」との委員からの意見により、2月12日の第18回協議会において引き続き協議を行い、全会一致により上記の新市名称が決定されました。



第十八回・第十九回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第十八回協議会が二月十二日、第十九回協議会が二月二十六日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、十一の事項について協議され承認されました。

第十八回協議会

本協議会委員の変更の届出が隼人町議会より提出され、新たに選任されました委員の方へ委嘱状の交付が行われました。

新 稲垣 克己 隼人町議会議員代表
旧 川島 暁 隼人町議会議員代表

【協議された事項】

協議第六号「新市の名称について」

新市の名称については、前回の協議会において協議決定される予定でしたが、できるだけ全会一致で決まることが望ましく、慎重な審議を重ねるべき」とのことから、継続協議事項として話し合いを行った結果、次のとおり決定されました。

新市名称

「 霧 島 市 」

また、新市名称が決定されたことから、名付け親大賞並びに名付け親賞の選考が「霧島市」を応募された方々の中より抽選で行われ、次の方々が選ばれました。

名付け親大賞

馬場 ミエ子(霧島町)

名付け親賞

宇野 沙織 (牧園町)

岩上 初江 (牧園町)

荒木 とみ子(霧島町)

中食 有希子(長崎県)

中村 千穂子(霧島町)

協議第四十号 農林水産関係事業(林業)の取扱いについて

新市における農林水産関係事業(林業)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整すること

- 二 市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例によること

- 三 自然公園・林業関係施設・保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図ること

四 特用林産物振興事業については、

現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。また、組織については新市において速やかに統合すること

- 五 火入れ許可については、対象期間、対象面積等合併までに調整すること

なお、具体的な協議項目の内容については、先月号の協議会だより(六ページ)に掲載しています。

協議第四十一号 農林水産関係事業(水産業)の取扱いについて

新市における農林水産関係事業(水産業)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 海面環境保全事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと
- 二 魚類繁殖保護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、事業内容については、新市において調整すること

協議第四十二号 農林水産関係事業(耕地)の取扱いについて

新市における農林水産関係事業(耕地)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。な

お、受益者負担については、合併までに調整すること

- 二 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整すること

- 三 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については新市において調整すること

なお、具体的な協議項目の内容については、先月号の協議会だより(六七ページ)に掲載しています。

協議第四十三号 商工・観光関係事業の取扱いについて

新市における商工・観光関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 企業誘致については、新市においても積極的に推進する。なお、優遇制度等については合併までに調整すること

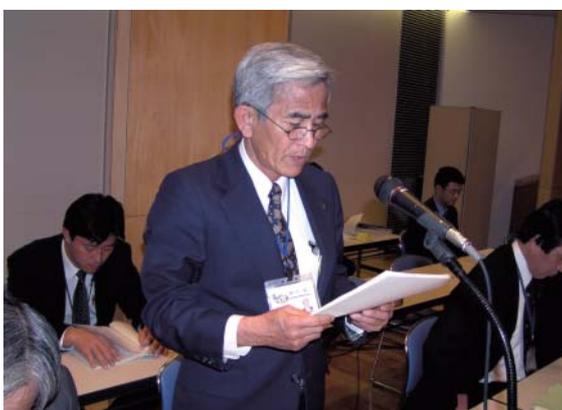
- 二 商工会議所及び商工会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整すること

- 三 商工業者利子補給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市

において調整すること

- 四 観光イベント・伝統行事については、伝統や歴史文化が失われないうよう現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において統合を検討すること

- 五 観光協会への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整すること



提案説明を行う成枝建設部会長(国分市)



【提案された事項】・・・・・・・・・・・・・・・・
 協議第四十四号 建設関係事業の取扱
 いについて

新市の建設関係事業の取扱いにつ
 いて、次回の協議会議事の提案説明
 がありました。

一 道路橋梁新設・改良事業につ
 ては、現行のとおり新市に引き継
 ぐこと

二 砂防等関連事業については、現
 行のとおり新市に引き継ぐ。なお、
 分担金の負担割合については、合
 併までに調整すること

三 港湾関連事業については、現行
 のとおり新市に引き継ぐこと

四 道路河川占用等許可関連事務に
 ついては、現行のとおり新市に引
 き継ぐ。なお、占用料及び占用に
 係る協定書については合併までに
 調整すること

五 街路事業については、現行のと
 おり新市に引き継ぐ。なお、新規
 事業については新市において調整
 すること

六 公共団体等土地区画整理事業に
 ついては、継続事業は現行のと
 おり新市に引き継ぐ。なお、新規事
 業については新市において調整す
 ること

七 都市計画法関連調査・マスター
 プラン等については、新市におい
 て都市計画基礎調査を実施し、計

画を策定する。なお、新計画が策
 定されるまでの間は現計画を新市
 に引き継ぎ運用すること

八 都市計画の決定、都市計画審議
 会については、現行のとおり新市
 に引き継ぐ。なお、都市計画審議
 会委員の構成等は、合併までに調
 整すること

九 土地利用協議指導要綱等につ
 ては、合併までに調整すること

十 公営住宅建設事業については、
 継続事業は現行のとおり新市に引
 き継ぐ。なお、新規事業につ
 いては、新市において調整すること

十一 公営住宅収納管理については、
 現行のとおり新市に引き継ぐ。な
 お、公営住宅の家賃等については、
 合併までに調整する。ただし、特
 定公共賃貸住宅の家賃については、
 現行のとおりとすること

以上の提案があり、次回の協議会
 で協議されることとなりました。

協議第四十五号 上・下水道事業(水
 道)の取扱いについて

新市の上・下水道事業(水道)の取
 扱いについて、次回の協議会議事の提
 案説明がありました。

一 国分市、溝辺町及び隼人町の上
 水道事業は、合併と同時に統合す
 る。また、横川町、牧園町、霧島町、
 福山町及び隼人町の簡易水道事業

は、地方公営企業法を適用したう
 えで、簡易水道事業会計(公営企業
 会計)とし、新市において統合す
 ること

二 上水道・簡易水道事業につ
 いては、継続事業は現行のとおり新市
 に引き継ぐ。なお、既事業計画に
 ついては新市において調整する。
 水道事業認可については、現行の
 とおり新市創設認可を受けること
 とし、新市において整備計画を策
 定すること

三 上水道・簡易水道料金につ
 いては、新市において五年間で統一す
 る。なお、メーター使用料につ
 いては、現行のとおり新市に引き継
 ぎ、新市において5年後廃止する
 方向で調整すること

四 上水道・簡易水道関係手数料につ
 いては、合併までに調整すること

五 上水道・簡易水道加入金につ
 いては、合併までに調整すること

六 開発負担金等については、合併
 までに調整すること

七 工業用水道事業については、現
 行のとおり新市に引き継ぐこと
 以上の提案があり、次回の協議会
 で協議されることとなりました。

協議第四十六号 上・下水道事業(下
 水道)の取扱いについて

新市の上・下水道事業(下水道)の



提案説明を行う石塚公営企業等副部会長(国分市)

取扱いについて、次回の協議会議事の
 提案説明がありました。

一 下水道整備事業(計画・決定・事
 業認可)については、既事業計画は
 現行のとおり新市に引き継ぐ。な
 お、新規事業については、新市に
 おいて調整すること

二 下水道使用料及び受益者負担金
 については、現行のとおり新市に
 引き継ぐ。なお、下水道使用料に
 ついては、新市において五年間で
 統一すること

三 排水設備については、現行のと
 おり新市に引き継ぐ。なお、水洗
 便所等改造工事助成金については、
 合併までに調整すること
 以上の提案があり、次回の協議会
 で協議されることとなりました。

協議第四十七号 地域審議会の設置について

新市において、合併市町の区域を単位として新市の施策に対しての意見を述べるとして新市の設置について、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新市において設置すること

二 地域審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

なお、具体的協議項目の内容については、別表一（七ページ）のとおりです。

議案第一号 平成十六年度始良中央地区合併協議会事業計画及び予算について

平成十六年度における一市六町による合併に関する事業内容及び予算について、次回の協議会議事の提案説明がありました。

なお、具体的協議項目の内容については、別表二（八ページ）のとおりです。

第十九回協議会

本協議会委員の変更の届出が牧園町より提出され、新たに選任された委員の方へ委嘱状の交付が行われました。

新前田 終止 新牧園町長

旧 木原 数成 前牧園町長

新 脇元 敬 牧園町学識経験者

旧 倉田 一利 牧園町学識経験者

また、新市名称の名付け親大賞・名付け親賞の贈呈も行われ、抽選により選ばれました受賞者のうち、ご出席いただきました4名の方々に、それぞれ賞状と記念品が贈られました。



名付け親大賞・名付け親賞の受賞者の方々
写真は左から 宇野さん、岩上さん、馬場さん、荒木さん

【協議された事項】……………

協議第四十四号 建設関係事業の取扱いについて

新市における建設関係事業の取扱

いについては、前回第十八回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第四十五号 上・下水道事業（水道）の取扱いについて

新市における上・下水道事業（水道）の取扱いについては、前回第十八回協議会における事前提案の内容では、「調整内容についての文章表現が分かりにくい」との委員からの意見があり、引き続き次回協議することとなりました。

協議第四十六号 上・下水道事業（下水道）の取扱いについて

新市における上・下水道事業（下水道）の取扱いについては、前回第十八回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

協議第四十七号 地域審議会の設置について

新市における地域審議会の設置については、前回第十八回協議会における事前提案の内容を一部修正のうえ承認されました。

議案第一号 平成十六年度始良中央地区合併協議会事業計画及び予算について

平成一六年度における合併協議会

の事業計画及び予算については、前回第十八回協議会における事前提案の内容どおり、協議のうえ承認されました。

議案第三号 平成十五年度始良中央地区合併協議会補正予算（第一号）について

平成十五年度における合併協議会の予算について、現在までの事業執行状況及び今後の事業計画等に基づき必要経費の再算定を行い、別表三のとおり補正予算が提案され、提案の内容どおり協議のうえ承認されました。

【提案された事項】……………

協議第三十九号 農林水産関係事業（農業）の取扱いについて

新市における農林水産関係事業（農業）の取扱いについては、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整すること

二 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。

農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整すること

三 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行

のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整すること

四 農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整すること

金融運営協議会等の設置については、合併までに調整すること

福山町が実施している農業経営振興資金（単独）貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併までに調整すること

五 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整すること

六 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止すること

七 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整すること

八 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法を協議し合併までに調整すること

九 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。なお、具体的協議項目の内容については、別表四（九ページ）のとおりです。

協議第四十八号 一般職の職員の身分の取扱いについて

新市における一般職の職員の身分の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 一市六町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする

二 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めること

三 職員の職名については、合併までに調整すること

四 給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図ること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。

協議第四十九号 町名・字名の取扱いについて

新市における町名・字名の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 町・字の区域については、現行のとおりとすること

二 町・字の名称については、次のとおりとすること

(一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える

(二) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺」に置き換える

(三) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川」に置き換える

(四) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園」に置き換える

(五) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える

(六) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人」に置き換える

(七) 福山町においては、「始良郡福山町」を「霧島市福山」に置き換える。

ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山」番地とする。

協議第五十号 その他事業（指定金融機関等）の取扱いについて

新市におけるその他事業（指定金融機関等）の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。指定金融機関等については、合併までに調整すること

以上の提案があり、次回の協議会で協議されることとなりました。



提案説明を行う谷山行政委員会等部会長（福山町）



別表1 地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律 昭和40年法律第6号 第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会 以下、「審議会」という。を設置する。

名 称	設置区域	名 称	設置区域
国分地区地域審議会	合併前の国分市の区域	霧島地区地域審議会	合併前の霧島町の区域
溝辺地区地域審議会	合併前の溝辺町の区域	隼人地区地域審議会	合併前の隼人町の区域
横川地区地域審議会	合併前の横川町の区域	福山地区地域審議会	合併前の福山町の区域
牧園地区地域審議会	合併前の牧園町の区域		

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日からおおむね10年間とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧市町の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区分に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 新市まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、**予算編成の際の事業等に関する要望やその他必要と認める事項**について審議し、市長に意見を述べるができる。(赤文字の部分が修正された)

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 年 月 日(合併の日)から施行する。

別表2 平成16年度 事業計画

事業項目	事業内容	備考
協議会の開催	・合併協定項目協議 ・その他市町村合併に関する協議	平成16年4月～平成17年2月まで 原則毎月第2・4木曜日開催 7月以降 月1回開催予定
幹事会の開催	・協議会提案事項の協議又は調整 ・専門部会の進行管理	平成16年4月から平成17年2月まで 原則毎月第1・3木曜日開催 7月以降 月1回開催予定
事務事業一元化業務 (専門部会・分科会の開催)	・専門部会(事務事業一元化調整原案等協議) ・分科会(事務事業一元化調整素案等協議)	平成16年4月～平成17年2月まで (合併時まで)
新市例規策定業務	・第2次例規原案作成、検討、審査	平成16年5月～10月末
	・例規原案作成	平成16年11月～
電算システム業務	・電算システム開発事業	平成16年4月～
新市まちづくり計画実施 計画(素案)策定業務	・プロジェクトワーキング会議	随時開催 実施計画(素案)策定
	・新市まちづくり計画の広報広聴	説明会(7月)
広報・広聴事業	・協議会だより発行 ・ホームページ更新	12回発行 随時更新

平成16年度 当初予算

科目	本年度	前年度	比較	説明
負担金	30,800	46,900	16,100	各市町負担金
諸収入	1	13	12	預金利子減
歳入計	30,801	46,913	16,112	
協議会費	8,043	11,121	3,078	報酬・費用弁償・委託料等
小委員会費	0	1,570	1,570	
事務局費	8,563	9,670	1,107	賃金・需用費・使用料等
新市まちづくり計画費	0	10,500	10,500	
電算統合費	0	2,600	2,600	
事務事業調査費	1,050	2,600	1,550	委託料
広報費	12,255	3,770	8,485	印刷費(協議会だよりなど)
ホームページ費	378	2,506	2,128	委託料
新市名称策定費	0	301	301	
調査研修費	0	1,775	1,775	
予備費	512	500	12	
歳出計	30,801	46,913	16,112	

別表3 平成15年度 補正予算

科目	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
負担金	46,900	0	46,900	各市町負担金
諸収入	13	12	1	預金利子減
歳入計	46,913	12	46,901	
協議会費	11,121	1,357	9,764	報酬・委託料減
小委員会費	1,570	1,247	323	報酬・費用弁償減
事務局費	9,670	889	8,781	通信運搬費・使用料減、印刷費増
新市まちづくり計画費	10,500	500	11,000	委託料増
電算統合費	2,600	3,700	6,300	委託料増
事務事業調査費	2,600	500	2,100	委託料減
広報費	4,849	1,034	5,883	印刷費増
ホームページ費	2,506	650	1,856	委託料減
新市名称策定費	301	201	100	印刷費減
調査研修費	696	402	294	旅費・使用料減
予備費	500	0	500	
歳出計	46,913	12	46,901	

別表4 農林水産関係事業(農業)の提案内容

	協議項目	提案された具体的な調整内容	国・県事業
1	地域農政推進対策事業 (農政審議会含む)	地域農政推進対策事業(農政審議会含む)は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。	
2	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。	
3	認定農業者育成事業	認定農業者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については新市において調整する。 横川町が実施している単独事業は、平成16年度計画に掲載された事業については、平成18年度までは実施するが、以後廃止する。 認定農業者の会は、合併後速やかに統一する。	
4	新規就農者育成事業	新規就農者育成事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、牧園町が実施している償還金の単独補助制度は、新市に引き継ぐ。	○
5	農業後継者等育成就農支援事業	農業後継者等育成就農支援事業は、横川町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
6	認定農業者農用地集積促進事業	認定農業者農用地集積促進事業は、溝辺町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
7	農業制度(振興)資金利子補給事業等	農業制度(振興)資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。 金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。	○
8	農業経営振興資金(単独)貸付事業	農業経営振興資金(単独)貸付事業は、福山町の例により新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。	
9	水田農業推進協議会事業	水田農業推進協議会事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。	
10	地域水田農業ビジョン	地域水田農業ビジョンは旧市町のとおり新市に引き継ぐ。	○
11	環境保全型農業推進事業	環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独補助事業は、合併時に廃止する。	
12	畜産関係事業補助金	畜産関係事業補助金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
13	家畜共同出荷事業	家畜共同出荷事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
14	家畜導入事業	家畜導入事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、単独事業の制度内容については、合併までに調整する。	○
15	家畜導入及び保留補助事業	家畜導入及び保留補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容等については、合併までに調整する。	
16	家畜排泄物処理施設等整備事業	家畜排泄物処理施設等整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容、補助金等については合併までに調整する。	
17	畜産共進会	畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。	
18	農業地域活性化イベント	農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統廃合を含め検討する。	

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済: 協議会の会議において承認済み

提案中: 協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議: 協議項目として未提案

平成16年2月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程	第20回協議会	3 / 11 (木)	第21回協議会	3 / 25 (木)
	第22回協議会	4 / 8 (木)	第23回協議会	4 / 21 (水)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940